

○北開局技管第196号

北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部の設置について次のように定める。

平成29年10月24日

北海道開発局長 和 泉 晶 裕

北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部の設置について

(設置及び目的)

第1条 北海道の建設業及び建設関連業（測量業、地質調査業、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント及び補償関係コンサルタントをいう。）（以下「建設業等」という。）について、「適正な工期設定」、「適切な賃金水準の確保」、「週休2日の推進などによる休日確保」その他の労働環境の整備並びに技術者並びに技能労働者の確保、育成及びその活躍に資する施策を推進するため、北海道開発局に、北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 北海道開発局の所掌する工事、測量等（測量、土木関係コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント、地質調査及び航空測量をいう。）において、建設業等の働き方改革に係る施策の推進を図ること。
- 二 関係地方公共団体、関係事業者その他の関係者への建設業等の働き方改革推進施策の普及に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、本部の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもって充て、本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、次長をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を本部に出席させることができる。

(幹事会)

第4条 本部を補佐するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の業務に関して必要な検討及び調整を行い、その結果を本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、事業振興部長をもって充て、幹事会の事務を総括する。
- 5 副幹事長は、事業振興部調整官をもって充て、幹事長を補佐する。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(部会)

第5条 幹事会に、専門の事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき者は、幹事長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、幹事長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、事業振興部工事管理課及び建設産業課の協力を得て、技術管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この通達に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この通達は、平成29年10月24日から施行する。

附 則（平成30年4月23日）

この通達は、平成30年4月23日から施行する。

附 則（令和元年5月7日）

この通達は、令和元年5月7日から施行する。

附 則（令和4年4月15日）

この通達は、令和4年4月15日から施行する。

別表第1

| |
|-------------------|
| 開発監理部長 |
| 事業振興部長 |
| 建設部長 |
| 港湾空港部長 |
| 農業水産部長 |
| 営繕部長 |
| 開発監理部次長（総務担当） |
| 開発監理部次長（計画担当） |
| 事業振興部調整官（建政担当） |
| 事業振興部調整官（企画・防災担当） |

別表第2

| |
|------------|
| 会計課長 |
| 用地課長 |
| 開発調整課長 |
| 工事管理課長 |
| 技術管理課長 |
| 機械課長 |
| デジタル基盤整備課長 |
| 建設産業課長 |
| 河川工事課長 |
| 河川管理課長 |
| 道路建設課長 |
| 道路維持課長 |
| 港湾建設課長 |
| 空港・防災課長 |
| 農業設計課長 |
| 農業整備課長 |
| 水産課長 |
| 技術・評価課長 |